

注:本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照ください。

IFRS in Focus

IASB が、IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号および IFRS 第 12 号の適用後レビューに関する情報を求める

内容

背景

コメント提出者への質問

コメント期間

さらなる情報

本 IFRS in Focus は、国際会計基準審議会 (IASB) の最近の「IFRS 第 10 号『連結財務諸表』、IFRS 第 11 号『共同支配の取決め』および IFRS 第 12 号『他の企業への関与の開示』の適用後レビュー」というタイトルの情報要請 (RFI) に関する情報を取り扱っている。RFI は、要求事項が投資者、作成者および監査人に与える影響を評価するための見解を得ることに焦点を当てている。

背景

2011 年に、IASB は、連結および共同支配の取決めの会計処理、および他の企業への関与の開示を取り扱う新しい基準として IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号および IFRS 第 12 号を公表した。当該基準は、2013 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用された。

IASB は、それぞれの新しい IFRS 基準または主要な修正の適用後レビュー (PIR) を実施することを要求される。PIR は、IASB のデュー・プロセスの一環であり、要求事項が財務諸表利用者、作成者および監査人に与える影響を IASB が評価するのに役立つ。

特に、IASB は、次のことを評価することを目的としている。

- (a) ある基準における要求事項を適用する企業が、企業の財政状態および財務業績を忠実に描写する財務諸表を作成するのかどうか、およびこの情報が財務諸表利用者が十分な情報に基づく経済的意思決定を行うのに役立つかどうか。
- (b) 当該基準の領域が課題を生じさせているかどうか。
- (c) 当該基準の領域が一貫しない適用を生じさせる可能性があるかどうか。
- (d) 当該基準の要求事項の適用もしくは実施の際、または当該基準が企業に提供することを要求している情報の使用もしくは監査の際に、予想外のコストが生じるかどうか。

IASB は、IFRS 第 10 号から IFRS 第 12 号の PIR を 2 つのフェーズで進めている。第 1 フェーズにおいて、IASB は、現在公表されている RFI においてさらに検討すべき事項を識別し評価した。

詳細は、下記 Web サイト参照

www.iasplus.com

www.deloitte.com

www.deloitte.com/jp/ifrs

コメント提出者への質問

IFRS 第 10 号

支配—投資先に対するパワー

IFRS 第 10 号は、投資者が 1 つまたは複数の他の会社(子会社)を支配している場合には連結財務諸表を表示することを要求している。投資者は、投資先との関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ、投資先に対するパワーを通じて当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合には、支配を有している。

投資者は、投資先の関連性のある活動を指図する現在の能力を有している場合には、投資先に対するパワーを有している。議決権の過半数の保有は、状況によっては投資先に対するパワーを提供する。他の状況においては、投資者が投資先の関連性のある活動を指図する現在の能力を有しているかどうかを評価するために、他の権利および要因を考慮する必要がある。

RFI は、IFRS 第 10 号のガイダンスにより、どの程度まで、投資者が投資先の関連性のある活動を識別することが可能になっているか、および投資先の関連性のある活動を識別することが困難を生じさせる状況はあるかについて質問している。IASB は、こうした状況で、他のどのような要因が関連性のある活動の識別に関連性があるかについて把握したいと考えている。

また利害関係者は、IFRS 第 10 号のガイダンスにより、どの程度まで、投資者が権利が防御的権利であるかどうかを決定することが可能になっているか、およびどの程度まで、投資者が権利(潜在的な議決権を含む)が実質的であるかどうか、または実質的ではなくなったかどうかを決定することが可能になっているかを質問されている。

IASB は、IFRS 第 10 号を他の株式保有が幅広く分散している状況に適用することにより、どの程度まで、議決権の過半数を保有していない投資者が、投資先の関連性のある活動を指図する実質上の能力を取得(または喪失)したのかどうかの適切は評価を行うことが可能になっているかについて、把握したいと考えている。IASB は、この状況はどのくらいの頻度で生じるか、およびその評価を行うために必要となる情報の入手のコストは重大かについて質問している。

支配 – パワーとリターンとの関連

支配の 1 つの要素は、パワーとリターンとの関連である。投資者は、投資先への関与から生じるリターンに影響を及ぼすために投資先の関連性のある活動に対してパワーを使用できることが必要である。投資者は、他者の代理人として行動している場合には、自らのリターンに影響を及ぼすためにパワーを使用することができない。

IASB は、IFRS 第 10 号の適用により、どの程度まで、意思決定者が本人なのか代理人なのかを投資者が判定することが可能になっているか、および代理人関係を識別することが困難である状況があるかについて、把握したいと考えている。

また RFI は、IFRS 第 10 号のガイダンスにより、どの程度まで、他の当事者が事実上の代理人として行動していることにより(すなわち、当事者間の契約上の取決めがない場合に)、支配が存在しているのかどうかを投資者が評価することが可能になっているかについて質問している。

投資企業

IFRS 第 10 号は、投資企業に、子会社に対する投資を公正価値で測定し、公正価値の変動を純損益に認識することを要求している。投資企業は、子会社自身が投資企業でなく、子会社の主要な目的及び活動が投資企業の投資活動に関連するサービスを提供することである場合には、当該子会社を連結する。IFRS 第 10 号は、投資企業を定義し、その典型的な特徴を記述している。

RFI は、投資企業の定義および典型的な特徴の記述の適用は、どの程度まで、一貫した結果をもたらしているかについて質問している。一貫しない結果が生じている場合には、そうした結果を記述し、それらが生じる状況を説明するよう IASB は求めている。

また IASB は、定義および典型的な特徴の記述は、どの程度まで、企業の性質を目的適合性のあるまたは忠実な方法で表現できない分類の結果を生じさせているかについて質問する。たとえば、定義および典型的な特徴の記述は、投資企業の範疇に、除外すべき(または含めるべき)である企業を含めて(または除外して)いるかについて質問している。

また利害関係者は、自身が投資企業である子会社に対する投資を公正価値で測定することを投資企業に要求することが、情報の喪失を生じさせる状況はあるか、その場合、失われる有用な情報の詳細を示し、当該情報が有用であると考え理由を説明することを求められている。

また FRI は、IFRS 第 10 号における要件以外に、投資企業についての連結除外の適用の範囲に関連性のある可能性のある要件があるかどうかについての情報を求めている。

投資者と投資先との関係の変化

IASB は、投資者と投資先との関係を変化させ（たとえば、親会社であることから共同支配事業者であることへの変化）、かつ、IFRS 基準で扱われていないような取引、事象または状況は、どのくらいの頻度で生じるかについて、利害関係者に質問する。

利害関係者は、これらの取引、事象または状況を、企業はどのように会計処理しているか、および、支配の喪失を生じさせる場合、保持している持分を公正価値で再測定することは、目的適合性のある情報を提供するかについて説明することを求められている。

事業を構成しない子会社の部分的な取得

RFI は、企業は、投資者が事業(IFRS 第 3 号「企業結合」で定義)を構成しない子会社に対する支配を取得する取引をどのように会計処理しているかについての情報を求めている。IASB は、投資者は、親会社に帰属しない持分について非支配持分を認識しているかどうかについて把握したいと考えている。

IFRS 第 11 号

IFRS 第 11 号の範囲に含まれない協力の取決め

RFI は、取決めの当事者が共同支配を有していないために IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」の定義を満たさない協力の取決めは、どのくらい普及しているかについて、利害関係者に質問する。IASB は、こうした協力の取決めの特徴の記述を、別個の法的ビークルを通じて組成されているのかどうかを含めて求めている。さらに IASB は、企業はそのような協力の取決めをどのように会計処理しているか、および、その会計処理は当該取決めの忠実な表現であるか、また、その理由は何かについて質問する。

共同支配事業

IASB は、IFRS 第 11 号の要求事項の適用により、どの程度まで、共同支配事業者が資産、負債、収益および費用を目的適合性のある忠実な方法で報告することが可能となっているか、および、共同支配事業者がそのような報告を行えない状況はあるかどうかについて利害関係者に質問する。利害関係者は、こうした状況を記述し、当該報告が共同支配事業者の資産、負債、収益および費用の目的適合性のある忠実な表現とならない理由を説明することを求められている。

IFRS 第 12 号

IFRS 第 12 号の開示要求に関して、RFI は、どの程度まで、これらの要求事項(特に、IFRS 第 12 号によって導入された新しい要求事項(たとえば、重要性がある共同支配企業または関連会社のそれぞれについての要約情報に関する要求事項))は、企業が IFRS 第 12 号の目的を満たすのを支援しているかについて質問する。

IASB は、開示要求は、大量の詳細情報を含めることまたは異なる特徴を有する項目の集約のいずれかによって有用な情報が覆い隠されないように、IFRS 第 12 号の目的を満たすために必要な詳細さのレベルを企業が決定するのに役立っているかどうかについて、把握したいと考えている。

利害関係者は、どのような追加的な情報(もしあれば)が、IFRS 第 12 号の目的を満たすために有用となるかを示すことが求められている。そのような情報がある場合には、その理由は何か、また、どのように利用されるかについて説明し、そうした情報をどのように開示できるのかについての提案をすべきである。

また RFI は、IFRS 第 12 号は、IFRS 第 12 号の目的を満たすために有用ではない情報の提供を要求しているか、その場合、不要と考える情報、それが不要である理由、および IFRS 第 12 号のどのような要求事項がこの情報の提供を生じさせているのかを明示することを求めている。

その他のトピック

IASB は、この RFI で扱っていないトピック(IFRS 第 10 号および IFRS 第 11 号と他の IFRS 基準の相互関係から生じるものを含む)があるかどうかを質問する。その場合、利害関係者は、そのトピックおよびそれを PIR で扱うべきであると考え理由を説明すべきである。

コメント期間

RFI のコメント期間は 2021 年 5 月 10 日に終了する。コメント期間が終了した後、IASB は、発見事項を要約し、レビューの結果としてどのような手順を行う計画であるのかを示す予定である。IASB は、基準設定プロジェクトをアジェンダに追加するか、1つまたは複数の事項をリサーチ・プログラムの一部としてさらに検討するか、あるいはその両方を行うことを決定する可能性がある。IASB は、何も行動しないことを決定する可能性もある。

さらなる情報

RFI についてご質問がある場合は、通常のデロイト連絡先にご連絡ください。

デロイト会計リサーチ・ツール(DART)は、会計および財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。

[iGAAP on DART](#) では完全版 IFRS 基準へのアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイトの最新の iGAAP マニュアル。IFRS 基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS 基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

DART へのサブスクリプションを申し込むには、[ここ](#)をクリックして、アプリケーション・プロセスを開始し、iGAAP パッケージを選択します。

サブスクリプションパッケージの価格を含む DART の詳細については、[ここ](#)をクリックしてください。

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して“デロイトネットワーク”)のひとつまたは複数指します。DTTL (または“Deloitte Global”)ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク(総称して“デロイトネットワーク”)を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して“デロイトネットワーク”)が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性及完全性に関して、いかなる表明、保証または確約(明示・黙示を問いません)をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited